

生活全般について

令和 8 年 4 月現在

1. 生徒心得

- (1) 礼儀について、相手に不快を与えるような無作法な言葉や態度は慎むこと。
- (2) 高校生であることを自覚し、20 歳以上であっても校内での飲酒・喫煙は禁止する。
- (3) 試験は正しい態度で受け、不正行為と見なされるような態度は絶対にとらないこと。
- (4) 15 時 30 分以前は登校禁止とする。最終下校時刻は原則 21 時 25 分とする。
- (5) アルバイトについて、法令や条例に反するもの、学業に支障をきたすもの、社会通念上好ましくないものは禁止する。
- (6) 不幸があった時、特に近親者に不幸のあった時は届け出ること。
- (7) 勤務先や住所、氏名、身上事項等が変わった時は必ず届け出ること。
- (8) 交通安全について。各種免許証所有者は勿論のこと、各人は交通規則を守ると共に、交通安全に留意し、加害者、被害者になった時は必ず学校に届け出ること。
- (9) バス通学をする生徒は公共のルールを守り、マナーをもったバス通学に心がけること。

2. 服装・髪形・所持品について

- (1) 服装は華美とならないようにすること。
- (2) 授業等に必要な物品以外は持ち込まない。
- (3) 所持品には氏名を明記し、各自で管理すること。特に貴重品の管理には気を付けること。

3. 学習への取り組みについて

- (1) 授業開始以前に、教科書・ノート・ファイル・筆記用具など授業に必要なものを机の上に整えておく。
- (2) 私語を慎み、学習内容が授業中に理解できるよう、地道な努力をする。
- (3) 授業中は他の生徒の学習や、授業の進行の妨げになることはしない。
- (4) 試験は正しい態度で受け、不正行為と見なされるような態度は絶対にとらない。

4. 校内外の生活について

他者や公共の権利・利益を奪う行為や、安心・安全を脅かす行為は絶対に許されません。
規則を遵守するとともに全ての人々の人権や生命の尊厳について深く考え、互いに明るく
楽しい学校生活を送りましょう。

- (1) 高校生としての自覚をもち、良識ある行動をとること。
- (2) 相手に不快感を与えるような言動は慎み、様々な背景を抱えている生徒が在籍していることを認識すること。**暴力やいじめは絶対に認めない。**
- (3) 登校時刻に遅れないようにし、下校は夜間となるのですみやかに帰宅すること。
- (4) 交通安全に留意し、車両通学をする生徒は校内でも交通規則を守ること。
- (5) 校内の備品をはじめ、公共物は大切にすること。
- (6) 本校での生活を乱すような行為をした場合は特別指導の対象になることがある。

5. 自転車通学について

- (1) 自宅から学校、自宅から最寄り駅(バス停)までなど、通学に自転車を使用する場合は「自転車通学届」を提出すること。
- (2) 自転車は、定期的に点検をして、安全に乗れる車体であることを確認すること。
- (3) 各自で「自転車損害賠償責任保険等」に必ず加入すること。
※神奈川県では平成31年4月より自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。
- (4) 自転車通学を希望する生徒はヘルメットの準備をし、乗車時はヘルメットを着用すること。
※令和5年4月より道路交通法の改正により、すべての自転車利用者が自転車乗車時にヘルメット着用が努力義務とされました。本校では生徒の安全・命を守るために、ヘルメット着用を条件として自転車通学をすることを許可しています。
- (5) 乗車時は交通ルールを守り、安全運転を心がけること。二人乗りは絶対にしないこと。
- (6) 駐輪は指定された駐輪場以外にはしないこと。
- (7) 自転車で事故にあった時や起こした時は、事故処理が終わってから、必ず学校に報告すること。

6. 車両通学願及び車両検査等について

- (1) 車両通学については、就業上の理由(職場から学校へのアクセスの不便等)か地理的理由(自宅から学校までの公共交通機関が不便等)があり、学校が認めた者に許可される。
- (2) 車両通学する場合は、速やかに「車両通学願」(含む添付書類)及び就業上の理由の場合「雇用証明書」を提出すること。
※添付書類:免許証コピー、自賠責保険のコピー、任意保険証書のコピー
- (3) 自動車損害賠償責任保険(自賠責、いわゆる強制保険)はもちろんのこと、任意保険にも必ず加入すること。
- (4) 通学には学校が認めた車両(原則として「原動機付自転車免許」により運転が可能な車両)を使用すること。改造や飾り付けをした車両は認めない。ただし、20歳以上の者は普通自動車を認めることがある。
- (5) 校内では15km/h以下で徐行し、空ふかしせず静かに走るなど安全に留意すること。
- (6) 駐車は指定された場所以外にはしないこと。
- (7) 車両で事故にあった時や起こした時は必ず学校に届け出ること。
- (8) オートバイ乗車時は必ずヘルメットを着用すること。
- (9) 4月・8月・1月の3回車両検査を受けること。車両検査に合格した車両に限り通学に使用できる。
- (10) 通学時に生徒が運転する車両に他の生徒を同乗させることは禁止する。
- (11) 上記の決まりを守らなかったり、校内において危険な運転をしたりした者は、特別指導になることがある。
- (12) 車両通学者は、学校が開催する車両通学者対象の交通安全教室に必ず参加すること。

7. 車両による送迎について

- (1) 車両による送迎は、保護者が運転する車両のほか、学校が認めた者が運転する車両に限り許可される。その際は「車両による送迎届」を提出し、学校の許可を受けること。

8. 旅行、キャンプ等について

- (1) 旅行、キャンプ等については、保護者等の了解を得ること。

本校の生活指導について

ア. 本校の生活指導方針

- 本校の生活指導では、基本的な生活習慣の確立を主なねらいとし、高校生として、当然あるべき姿勢を身につけさせることに力を置いています。さらに、社会や学校の諸規則を守ることを教えることを通して、規律ある人間に育てることを目的としています。
- 本校の生活指導では、生徒をより良い方向に導くためにはどのように指導すべきか、また、どのようにすれば誰もが安心して過ごせる教室と安全な学校を作れるかを念頭に置いて、学校と保護者が協力して生徒を指導することを基本としています。

イ. 特別指導について

- 学校の決まりや法律を守らなかった時や学校の安全を脅かすような行為をした場合は、学校長の裁量により特別指導を行うことがあります。特別指導は説諭や登校しての別室指導など、それぞれのケースに応じて行われます。
- 学校では特別指導は「処分」ではなく、本人をより良い方向に導くための手段としてとらえています。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。